

平成29年度

第18回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年12月25日 (月)
開会15時05分 閉会16時02分

場 所 教育委員室

平成 2 9 年度
第 1 8 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 平成 3 0 年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について
- 第 2 号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について
- 第 3 号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- ①技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について
- ②「防災・避難対策マニュアル 2 0 1 7」について
- ③第 5 回大分県いじめゼロ子どもサミットの開催結果について

(3) 協 議

- ①社会教育主事選考試験について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	参事監兼文化課長	佐 藤 晃 洋
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	法華津 敏 郎
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	阿 南 典 久
	人権・同和教育課長	樋 口 哲 司
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹（総括）	下 鶴 直 哉
	教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成29年度 第18回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、首藤委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は16時20分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第3号議案及び協議の①は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第3号議案及び協議の①については非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願いします。

【議 案】

第1号議案 平成30年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成30年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について」法華津教育人事課長から説明いたします。

(法華津教育人事課長)

第1号議案「平成30年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について」ご説明いたします。

5ページの新旧対照表をご覧ください。

この異動方針は、教育庁本庁、地方機関及び学校を除く教育機関の職員の定期人事異動にあたり、「第1 基本方針」「第2 昇任等」「第3 異動」「第4 退職」の4項目について毎年方針を定めているものです。

平成30年度の人事異動にあたり、今回新たに定めるものでありますが、昨年度からの変更点についてご説明いたします。

変更点は6ページの「第3 異動」の「7」指導部門と学校との人事交流に係るものです。

事務局に勤務する指導主事への任用は、教頭経験者及び管理職名簿登載者を基本としてきたところでありますが、教諭等若年層からも指導主事に任用し、3年間等比較的短期間で学校との交流を促進することで、多くの教諭に教育行政を経験する機会を与えるとともに、指導主事の新陳代謝を図るものであります。

また、社会教育主事につきましても、新たな任用を促進し、新陳代謝を図るために本項を変更するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・

ご意見のある方はお願いします。

(首藤委員)

今回の変更で、具体的にどういうことが変わりますか。

(法華津教育人事課長)

例えば、現在指導主事の平均年齢は47.2歳、平均指導主事歴は4年となっています。平均年齢を下げていきたいということと、できるだけ若手の職員にも教育行政現場を経験していただきたいと考えています。また、指導主事歴の年数も下がっていけばと考えています。

(岩崎委員)

これまで委員会で協議してきた内容に沿った方針ですので、今回の内容については異存ありません。

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

(工藤教育長)

続いて、第2号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」法華津教育人事課長から説明いたします。

(法華津教育人事課長)

第2号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

3ページの概要をご覧ください。

へき地手当等の支給対象となる学校は、この規則の別表で規定していますが、佐伯市立米水津小学校が移転するため、へき地級地の見直しを行った結果、「第一級学校」に該当しなくなり、「へき地学校に準ずる学校」に該当することになったことから、別表を改正するものです。

また、近隣の学校である米水津中学校についても、文部科学省令で定

める基準に基づき、へき地級地の見直しを行った結果、「特別の地域に所在する学校」に該当することから、別表に追加するものです。

米水津小学校ですが、平成28年4月1日に旧色宮小学校と旧向陽小学校の統合により新設され、現在、へき地校であった旧色宮小学校の校舎を使用しておりますが、平成30年1月1日の移転に伴い、旧向陽小学校の校舎を使用することとなります。

なお、今回の改正内容について、事前に人事委員会に意見照会していますが、「適当と考える。」との意見をいただいているところです。説明は以上でございます。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、報告第1号「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について」法華津教育人事課長から説明いたします。

(法華津教育人事課長)

報告第1号「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について」ご報告いたします。

技能労務職員の給与改定につきましては、職員の給与条例改正にかかる県議会での議決を受けて、教育委員会規則の改正を行っているところです。

本年度の一般職員にかかる給与改定につきましては、平成29年第4回定例県議会で「職員の給与に関する条例」の一部改正として上程され、12月13日に議決されましたが、施行日については、国会における給与法の審議状況を注視する必要があることから、規則に委任していましたが、改正給与法の成立を受け、12月22日に施行されました。

本来なら規則改正にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

内容についてご説明申し上げます。8ページをご覧ください。

教育委員会が所管する技能労務職員に適用する給料表は、行政職給料表を合成して作成しています。人事委員会勧告に基づき、「職員の給与に関する条例」の一部改正により、平成29年第4回定例県議会において行政職給料表が改正されましたので、技能労務職給料表につきましても、これに準じて改正するものであります。

改正内容でございますが、行政職給料表について、平均で「0.13%引き上げる」ことから、それに対応する技能労務職給料表の給料月額について、引上げ改定を行うものであります。

施行期日につきましては、給与条例の施行日と合わせ、遡及して平成29年4月1日から適用するものであります。

説明は以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。それでは次の報告に移ります。

②「防災・避難対策マニュアル2017」について

(工藤教育長)

次に、報告第2号「「防災・避難対策マニュアル2017」について」宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長から説明いたします。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

報告第2号「「防災・避難対策マニュアル2017」について」ご報告いたします。

お手元に完成版の冊子をお配りさせていただいておりますが、説明は「概要版」を使って行いたいと思います。

1 ページをご覧ください。「趣旨」にありますように、平成23年の東日本大震災の後、9月に南海トラフ巨大地震による津波を想定した「防災・避難対策マニュアル」を発刊しました。

その発刊から5年以上が経過し、熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨などを経験する中、学校の立地環境に応じた様々な自然災害に対応するため、この度全面改訂を行ったものです。対象の学校は、私立を含む全ての校種になります。

改訂にあたりましては、大分地方气象台、レスキューサポート九州、大分県防災活動支援センター等の専門家や学校現場、保護者の意見を参考にしました。

この「防災・避難対策マニュアル2017」は、学校保健安全法に基づき学校で現在作成されています「学校安全計画」と「学校危機管理マニュアル」の更なる充実にむけた参考資料として位置づけて作成したところでございます。

学校はこのマニュアルをカスタマイズすることで、それぞれの立地環境から想定される災害リスクへの対応をより一層充実することとなります。

「概要」を説明します。第1章では防災対策の基本的な考え方や学校ごとの災害リスクを想定することの重要性について、第2章では日常の防災対策として外部人材を入れた校内組織のあり方や保護者・地域との連携など組織活動による減災、備蓄の物品について、第3章では本県で想定される「水害」「土砂災害」「地震・津波」など自然災害発生時の避難方法や事前の対策について、子ども達が「在校時」「登下校中」「在宅時」などの生活場面ごとに分けて詳しく解説しました。

第4章では「避難後の対応」として、「安否確認」「児童生徒の学校待機と保護者への引き渡し方法」「避難所運営への対応」など想定される学校の困りへの対応について掲載しております。また、最後に資料として「弾道ミサイル発射時の対応」まで盛り込んでいます。

2 ページをご覧ください。学校現場で使い勝手の良いマニュアルとなるように、巻頭に学校の立地条件をフローチャートで迎れば、必要とする情報が得られるなど、随所に工夫を凝らしました。

今後は、この度の改訂通知と併せて、県教育委員会のHPに掲載し随時の改訂に対応するとともに、全ての学校に冊子として配布し、学校が作成するマニュアルの充実に図り、子どもの安全・安心の確保に努めてまいります。以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある

方をお願いします。

(松田委員)

学校にこのようなマニュアルがあるとよいと思いますが、例えば、学童保育や公民館活動などの社会教育分野でもこの冊子が配布されると参考になると思います。そのようなことは可能でしょうか。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

冊子の配付については、幼稚園以上を対象としておりますけれども、ホームページに掲載しますので、こども園等でも参考にしていただけるよう担当課に連絡をしたいと思います。

(高橋委員)

マニュアルは平成29年12月発刊としてますが、これに対応する訓練を実施した学校はありますか。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

平成24年から本県が指定するモデル校で避難訓練をしていただいた学校が5校ほどありまして、このモデル校の取組もマニュアルの中に掲載しております。机上論だけでなく、実際に経験した部分も入れ込んでいますので、今後、大いに参考にしていただけるとと思います。

(高橋委員)

ざっと見た感じですが、わかりやすい資料と思っています。ミサイル対応等については日本人はあまり危機とっていない部分もありますので、これが完成した後ミサイルに対応する避難訓練を実施してはいかがでしょうか。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

ミサイルを想定した避難訓練については、大分市、別府市あるいは佐伯市の直川で実際に訓練をしております。そのような情報を入れながら冊子を作り上げたいと思います。

(岩崎委員)

防災訓練がマンネリ化しないようにいろいろな具体例が記載されていますが、実際にはどのような防災訓練を行うかはそれぞれの学校ごとに考えられていることだと思います。学校が実際に行う防災訓練に関して、県教育委員会は市町村教育委員会に対しどのような指導をしているのか教えてください。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

市町村教育委員会への直接指導ということであれば、先程申しましたモデル校が実践を行う際に専門家を派遣し、それぞれの学校の立地条件により想定されるリスクを想定し、専門家のアドバイスをもらいながら、学校が避難訓練を実施するよう指導しております。昔の感覚で言いますと、火災訓練で子どもが一斉にグラウンドに逃げて消火訓練を行うということではなく、実際に休み時間に子どもがバラバラになっている時にどのような対応をするのか、あるいは津波が想定された時に本当にグラウンドに避難してよいのか、3階・4階に避難した方がよいのではないかなというようなことも含めて、避難訓練を実施するよう指導をしているところです。

(岩崎委員)

各学校においては年間1回は必ず防災訓練をすることが義務づけられていると思いますが、その防災訓練は実際どの程度実施されているのでしょうか。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

学校保健安全法により、各学校では先程申しました学校安全計画とそ
のための行動を示した避難対応マニュアルというものを作成するようになっております。その中で、必ず年に1回か数回、月ごとの安全計画を決める中で避難訓練を実施するということになっておりますし、消防法による消防計画の中では火災に関する避難訓練を実施するようになっておりますので、学校は年1回ということではなく、災害と火災等を含めて数回の訓練を実施しております。

(松田委員)

臼杵高校では高校生が小学生や中学生、地域の方々を避難誘導しているということを伺ったことがあります。学校も地域の災害について積極的に考え、学校が地域を守るというような考え方に少しずつ変えていかないといけないのではないかと思います。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

おっしゃるとおりです。実際に臼杵市では市・地域をあげて高校生がそのようなことに取り組みましたし、台風18号の際は、津久見高校の生徒が自ら街に出て作業をしていました。そのような活動を通して高校生や中学生の力というものが共助の中で非常に重要であることを感じましたし、生徒の意識の向上にも繋がっていると思いました。

(林職務代理者)

火山のところで阿蘇山のことについてはあまり書かれてないのですが、阿蘇山の噴火によって大分市でも灰が降るといふ被害がありました。実際の被害として阿蘇山の噴火がありますので、書いた方がよいと思いますがいかがでしょうか。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

阿蘇山の影響が大きいのは豊肥地区と思いますが、43ページ以降の鶴見岳の火山災害のところを参考にさせていただきたいと思います。

影響が出るとなるとかなりの広範囲になるということで、伊方原発につきましては検討致しました。

いずれにしても別府市では火山を想定した避難訓練を実施しておりますので、そのような情報も伝えたいと思います。また、ホームページに掲載しますので、随時修正しながら対応したいと思います。

(工藤教育長)

いろいろご意見をいただきましたが、これで完全に確定というのではありません。変更の必要があれば、当然このマニュアルを踏まえながら修正を行いたいと思います。

③第5回大分県いじめゼロ子どもサミットの開催結果について

(工藤教育長)

次に、報告第3号「第5回大分県いじめゼロ子どもサミットの開催結果について」宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長から説明いたします。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

報告第3号「第5回大分県いじめゼロ子どもサミットの開催結果について」ご報告いたします。

1ページをご覧ください。「いじめゼロ子どもサミット」は、平成25年度から開催地を教育事務所毎の持ち回りとしまして、さらに小学校と中学校を隔年で入れ替えながら開催し、本年度で5回目を数えました。

「1(1)目的」にありますように、児童生徒が自らの手で創意工夫したいじめ防止の取組を交流することを通して、児童生徒や教職員の意識の向上を図り、未然防止や早期解決に繋げるものです。

今年度は、11月9日(木)に、竹田教育事務所管内の豊後大野市を開催地としまして、地元の豊後大野市立三重第一小学校の児童3名を司会進行役に、第1部では各教育事務所管内を代表した6つの小学校が、「(4)」にあるテーマで、それぞれの取組をプレゼンテーションしまし

た。具体的には、児童会が主体的に取り組んだ「友達の良いところ見つけ」や「全校生徒で取り組む約束づくり」、「あいさつ運動」などについて発表されました。

第2部では、「いじめをなくすために私たちに出来ることは何か」をテーマに、プレゼンを行った6校、12名の児童生徒がステージ上でパネルディスカッションを行い、活発に意見を交換しました。

「(5) 参加児童」に記載していますように、会場には開催地域の3校の小学校5, 6年生183名が参加し、パネルディスカッションで交わされた意見の中から、子ども達全員の総意として、3ページにございます決議文を県下の小学生に向けて「決議」しました。

2ページにお戻りいただきまして、「(7) これまでの経緯と今後の開催予定」にありますとおり、平成27年度からこのサミットを「全国いじめ問題子供サミット」への県代表校を決定する場としても位置づけております。開催教育事務所管内の教育長や会場の児童らによる審査を経て、本年度は中津市立豊田小学校を県代表校として選出しました。

選出理由としては児童会が呼びかける「いじめゼロに向けた主張」がしっかりしている点、その主張に応じた取組が全校で行われている点が評価されました。主張の内容ですが、①自分たちで考えて実行して振り返ることが大切、②授業の中にこそいじめを防ぐ鍵がある、③心を成長させる言葉を集めるために行動しようという児童会からの呼びかけの3点です。

豊田小学校は、「2」に記載していますように、来年1月20日(土)に文部科学省で行われる「全国いじめ問題子供サミット」に参加し、自校の取組を全国に発信し、また全国の好事例を県下に環流報告する予定です。

今後は全国サミットの報告と併せ、児童生徒が自ら提案した取組を県下の全ての学校に周知し、学校のいじめ防止基本方針の見直し・改善の際に子ども達が主体的に創意工夫を凝らした取組を検討し、実践するよう指導することとしています。以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

子ども達が自らこのような声を出して取り組むことが一番大事なことです。素晴らしいと思いました。ただ、1ページにありますように、発表テーマを「笑顔をいっぱいにしよう」とか「笑顔であいさつ」というようにスローガンの中に「笑顔」を入れられています。例えばいじめられている時にも笑顔でいることを自分たちの中で強られるという

のはいかがでしょうか。「笑顔をいっぱいにしよう」といっても表面的なことではないと思いますが、小学生が理解する範囲内の笑顔となりますと、見た目が笑顔ということになると思います。本当に困った子ども達が自分の心を表せる学校というのは、はたして笑顔でよいのかという意見もあると思いますので、テーマを決める際にはそのような話もしてみたらいいのではないかと思います。

(宗岡参事監兼学校安全・安心支援課長)

委員が言われることも勿論だと思います。しかしながら、当課が今回のサミットを通して子ども達に投げかけたのは、いじめを生む前の未然防止にどのように取り組んでいるのかということですので、いじめを生まない学校づくりに向けて自分たちはこのようなテーマで取り組むという内容が大半となりました。そのため、この「笑顔」という言葉が、多くの学校から出てきたのではないかと考えています。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、法華津教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第3号議案についてお諮りいたします。承認をされる委員は挙手をお願いします。提案どおりといたします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①社会教育主事選考試験について

(工藤教育長)

次に、協議の①「社会教育主事選考試験について」法華津教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。
それでは、これで平成29年度第18回教育委員会会議を閉会します。
お疲れ様でした。